

令和4年4月1日
四国電力株式会社

再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する単価表

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（令和4年4月1日実施）（以下「再エネ要綱」という。）」の「17. 料金等の算定」(1)ロで、当社が別に定めるとしている受給電力量単価は、以下のとおりといたします。

なお、この受給電力量単価には、再エネ要綱に定める非化石価値等を含むものといたします。

■ 再エネ法^{*}にもとづく受給契約の契約期間満了後の太陽光発電

(税込)

1 キロワット時につき	7円 00銭
-------------	--------

※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

■ 上記以外

個別に当社へお問い合わせください。

以 上